

Web 会議用ノートパソコン売買契約書

広島県国民健康保険団体連合会を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、次のとおり Web 会議用ノートパソコン（以下、「機器」という。）の売買契約を締結した。

（目的）

第 1 条 乙は、次の表に定めるとおり、機器を納入することを約し、甲は、これを承諾した。

1 品名	Web 会議用ノートパソコン
2 規格	別紙「仕様書」のとおり
3 数量	3 台
4 金額	金 _____ 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
5 納入期限	令和 9 年 2 月 1 9 日
6 納入場所	広島市中区東白島町 1 9 番 4 9 号 国保会館

（契約保証金）

第 2 条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（納品、検査等）

第 3 条 乙は、機器を納入しようとするときは、その旨を甲に届け出るとともに、甲の指定する場所において、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出があった日から 10 日以内に検査を行うものとする。この場合において、納入した機器が検査に合格しないときは、乙は、その負担で現品を取り替え、又は甲の指示に従うものとする。

（天災などによる履行不能）

第 4 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、納入期限までに機器を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

（履行遅滞による損害賠償）

第 5 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって、納入期限までに機器を完納しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき年 14.5 パーセントの割合で算定した金額を履行遅滞による損害賠償金として甲に支払うものとする。

（契約の履行）

第 6 条 乙が行う契約の履行は、第 3 条の検査に合格した後、当該機器を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

（危険負担）

第 7 条 契約履行完了前の機器の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡などの禁止）

第 8 条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第 9 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、納入期限内に機器の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときには、乙に対して損害賠償金の支払いを請求することができる。

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
 - 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
（暴力団等からの不当介入の排除）

第12条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(代金の支払)

第13条 甲は、乙が第3条の検査に合格した後に提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に代金を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定によって算定した金額を遅延利息として支払うものとする。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、機器の引渡しを受けた後に、機器が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により、契約不適合に関し履行の追完を請求するには、機器の検収後1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が機器を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は乙の負担により第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(実地調査など)

第15条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用及び機器の納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第17条 この契約の履行について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 広島市中区東白島町19番49号
広島県国民健康保険団体連合会
理事長 高垣 廣徳

乙